

## 条件つき法規範について

著者	足立 英彦
著者別表示	Adachi Hidehiko
雑誌名	金沢法学
巻	60
号	2
ページ	37-52
発行年	2018-03-01
URL	<a href="http://doi.org/10.24517/00050361">http://doi.org/10.24517/00050361</a>

## 条件つき法規規について

足立英彦

はじめに<sup>1</sup>

条件つき規規とは、「もしある人が……をしたならば（＝条件）、その人は……をしなければならない」という形式をもつ規規であり、端的に「……をしなければならない」という形式を持つ無条件の規規と区別される。

本稿は、条件つき規規の形式を検討の対象とする。形式の検討のためには「論理」（Logic）という人工言語を用いるのがもっともよく、また、規規は「～しなければならない」という様相を含む文であるので、規規の分析のためには様相論理の語彙が必要である。さらに、条件の有無は命題論理の語彙の範囲で区別できるため、本稿では様相命題論理を用いて条件つき規規を表現することを試みる。

ところで、法規規の分析のためには、誰が規規の名宛人であるのかを明示できる語彙を用いることも重要であり、したがって規規の主語を明らかにできる語彙を用いるべきである。そのためには命題論理の語彙では足りず、述語論理の語彙をも含む様相述語論理を用いて条件つき規規を表現することが望ましい。しかし、条件つき規規と無条件の規規の区別は原子命題を最小単位とする命題論理の式で表せるため、本稿では述語論理の語彙は使わない。

述語論理が本稿に全く関係しないというわけではない。なぜなら、述語論理特有の語彙を用いると、多くの法規規は条件つき規規となるからである。述語論理の整式（well formed formula）における主語は、具体的な人など、特定の個

---

1 本稿は2017年7月18日に法哲学社会哲学国際連合第28回世界大会の第46分科会（special workshop）で筆者が行った報告を加筆修正したものである。分科会を企画され筆者に報告の機会を与えてくださった吉野一教授にこの場を借りて謝意を表したい。

体を指し示すもの（固有名等の個体指示表現）か、その変項に限られ、特定の個体を指し示さない主語を持つ文（ $P$  は  $Q$  である）は、全称量化された個体変項と条件法の結合子で表現できる形（「もしある人が  $P$  ならば、 $Q$  である」 $\forall x(Px \rightarrow Qx)$ ）に読み替えなければならない、したがって、一部の無条件の法規範<sup>2</sup>を除き、法令から導ける法規範の多くは条件つき法規範であるとみなさなければならないからである。

たとえば、民法 709 条の文言「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」は、他の条文をとりあえず考慮しないならば、「ある人が故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害したならば、その人は、それによって生じた損害を賠償しなければならない」という条件つき規範を定めているものと解釈できる。本稿の検討対象は、種々の法源（法令、判例等）から読み取れる意味内容のうち、このような「もしある人が・・・をしたならば（＝条件）、その人は・・・をしなければならない」という形式をもつものである。

条件つき法規範を検討の対象としなければならない理由としては、以下の 2 点を挙げることができる。第一に、条件つき法規範の分析は、法的推論を分析するために不可欠だからである。法的推論は法規範と事実に基づいて法的な判断を下すことであり、その分析は法理学の重要課題である。そして、先ほど述べたように、法的推論で登場する法規範の多くは条件つき法規範であるのだから、条件つき法規範の正しい理解なしに法的推論の分析ができないことは明らかであろう。

2 たとえば、基本的人権に関する憲法の条文から導ける、特定の行為についての自由を内容とする法規範は、国民は国家に対してその行為をすること及びしないことが許されていることを定める無条件の規範である。なお、ここで「無条件」というのは、その特定の行為をすること及びしないことがともに許されているという状況に条件がついていないということにすぎず、憲法で許されている他の行為に対して優先するという意味ではない。

第二に、条件つき法規規の分析は、実証主義的法概念と非実証主義的法概念の争いを検討するためにも必要だからである。実証主義者は、法と道德の間に必然的な関係があることを否定し、非実証主義者はそれを肯定する<sup>3</sup>。ところで、規規には条件つきのものと無条件のものがあるのだから、法規規と道德規規の間には一種類ではなく四種類の関係があることになる。とくにカントに依拠して、道德規規はすべて定言的な命令（命法）であり、また、定言的な命令はすべて無条件の命令であるならば、法と道德の間には一方で無条件の法規規と道德規規の、他方で条件つき法規規と道德規規の二種類の関係があることになる。この両者の関係を分析するためには、条件つき規規の構造を正しく理解することが不可欠である。

条件つき規規の表現方法についてはこれまで多くの研究がなされてきたが、説得的な答は未だ発見されていない<sup>4</sup>。Chisholm は、第一次的な義務（例えば、「他人の権利を侵害してはならない」と、その義務を守らなかった場合に課される義務（*contrary-to-duty* (CTD) *obligation*）（例えば「他人の権利を侵害したならば、それによって生じた損害を賠償しなければならない」）の関係について検討し、両者を当時の一般的な義務論理の式によって表現すると、一種の矛盾（*contradiction*）が生じることを指摘した<sup>5</sup>。これ以降、義務論理を研究する学者の多くは、標準義務論理以外の論理を使って条件つき規規を表現することに関心を向けた。たとえば、後述のように von Wright は、パラドックスを回避するために二項義務演算子（*dyadic obligation operator*）を用いて CTD *obligation* を表現することを提案し<sup>6</sup>、Hansson がその提案を発展させた<sup>7</sup>。Hilpinen and McNamara によると、条件つき規規を標準義務論理で適切に表現することはできないという点で、ほとんどの義務論理学者が一致しているとい

3 Alexy, *On the Concept and the Nature of Law* (2008) 284-285.

4 Hilpinen and McNamara, *Deontic Logic* (2013) 82-87, 112-124.

5 Chisholm, *Contrary-to-Duty Imperatives and Deontic Logic* (1963) 33-36.

6 Von Wright, *A New System of Deontic Logic* (1971) 109-115.

7 Hansson, *An Analysis of Some Deontic Logics* (1971) 132-146.

う<sup>8</sup>。

本稿の筆者は、近年の義務論理学における上記の傾向は、少なくとも法理学にとっては好ましいものではなかったと考える。義務論理学において標準義務論理を避けるということは、多くの論者の場合、条件つき規範を表現する際に実質条件法 (material conditional) を使わないことを意味する。しかし実質条件法は論理的推論 (前提がすべて真の場合にはつねに結論も真になるような推論) と表裏一体であるので、実質条件法の利用を諦めるということは論理的推論を諦めることを意味する。そのような帰結は、法的推論の非論理性を当然のもののみならず一部の学者を満足させるか、司法の独立の足元を掘り崩す「効用」しかないだろう。

本稿は、上記の先行諸研究とは異なり、条件つき法規範を標準義務論理で表現する方法を検討し、その表現方法の一つである wide scope ought を用いた式を擁護することを目的とする。

## 1 Wide Scope Ought

ある状態を表現する文を命題と呼び、 $p, q, r, \dots$  で表す。また条件つき命題 (if  $p$ , then  $q$ .) を、 $p \rightarrow q$  と表記する。 $\rightarrow$  は実質条件法 (material conditional) と呼ばれ、命題  $p, q$  のそれぞれの真理値 (真または偽という値) の組み合わせに命題  $p \rightarrow q$  の真理値を以下の表のように対応させる関数である。とくに  $p$  が偽の場合には、 $q$  の真理値にかかわらず命題  $p \rightarrow q$  は真である、という点が重要である。

条件つき命題の真理表

p	q	$p \rightarrow q$
1	1	1
1	0	0
0	1	1
0	0	1

(1: 真, 0: 偽)

8 Hilpinen and McNamara, Deontic Logic (2013) 86.

「～でなければならない(～は義務である)」(It ought to be that...)を意味する義務様相(deontic modality)を義務演算子Oで表し、「pでなければならない」(It ought to be that p)という命題をOpで表す。Opの真値は、クリプキの可能世界意味論に基づけば、以下のように定義される。

(1) 「ある世界wにおいてOpが真である。」 $\leftrightarrow$ 「wにとっての(wから到達可能な)すべての理想世界でpが真である。」

( $\leftrightarrow$ は、その両側の文の意味が同じであることを示す。)

さて、条件つき法規範「もしpならばqでなければならない」は、標準義務論理(SDL)の語彙の範囲では以下の二種類の式で表すことができる。

(2)  $O(p \rightarrow q)$  「pならばq, でなければならない」

(3)  $p \rightarrow Oq$  「pならば, qでなければならない」

(2)のOは $p \rightarrow q$ （もしpならばqである）の全体を修飾しているのでwide scope ought, (3)のOは、「qである」だけを修飾しているのでnarrow scope oughtと呼ぶことにする<sup>9</sup>。

### 1-1 Wide Scope Ought の問題①とその解決策

以下では、(1)のwide scope oughtに対して二つの問題を挙げる事ができるが、どちらも回避できることを示したい。一つ目は、次の推論がSDLでは妥当する(valid)という問題である。

9 Hilpinen and McNamara, Deontic Logic (2013) 84が、本文(2)のOはwide scope (広い射程)を、(3)のOはnarrow scope (狭い射程)を持っている、と指摘していることに倣った。なお、Navarro and Rodríguez, Deontic Logic and Legal Systems (2014) 92は、Alchourrónに依拠しつつ、本稿の(2)を条件つき法規範のinsular conception, (3)をそのbridge conceptionと呼んでいる。

(4)  $O\neg p = O(p \rightarrow q)$ 

$\neg$ は否定を意味し、 $=$ （故に）は、左の命題が真であるならば右の命題も真であることを、すなわち、左辺から右辺を導く推論が妥当である（論理的に正しい）ことを意味する。ある世界  $w$  で  $O\neg p$  が真であれば、(1)により、その世界にとってのすべての理想世界において  $\neg p$  は真である。ところで、 $\neg p$  が真、つまり  $p$  が偽ならば、条件つき命題の真理表により、 $P \rightarrow q$  は真である。したがって、すべての理想世界で  $p \rightarrow q$  は真であり、(1)により、世界  $w$  で  $O(p \rightarrow q)$  は真である。以上のことから、現実世界で  $O\neg p$  が真であるということから、その世界で  $O(p \rightarrow q)$  も真であるということが論理的に導ける。

たとえば、「 $a$  が他人の権利を侵害した」という命題を  $p$  とすると、 $O\neg p$  は「 $a$  は他人の権利を侵害してはならない」を意味する。仮に、民法に「何人も他人の権利を侵害してはならない」という規定があり（実際にはないのだが）、したがって  $a$  も他人の権利を侵害してはならない（ $O\neg p$  が真である）ならば、(4)により、 $O(p \rightarrow q)$  も真である。 $q$  は任意の内容でよいので、たとえ民法 709 条がなくても、「 $a$  が他人の権利を侵害したならば、 $a$  はそれによって生じた損害を賠償しなければならない」という規範は真である。さらに、「 $a$  が他人の権利を侵害したならば、 $a$  はその人を殺さなければならない」という規範も真である。

つまり、条件つき規範を *wide scope ought* を含む命題で表現するならば、「 $p$  をしてはならない」から、 $p$  をした者に対して損害賠償の支払いや殺人の実行を含むあらゆる行為を義務づける条件つき規範が導けるのである。このような推論は多くの人にとっては奇妙に感じられるのではないだろうか。この奇妙さが *wide scope ought* の第一の問題点である。

しかし、*wide scope ought* を用いて条件つき法規範を表現しつつ、なおかつ上記の奇妙な帰結を招かないようにすることは可能である。 $\neg p$  と  $p \rightarrow q$  についての規範だけを含む完全で整合的な規範体系を想定する。 $O\neg p$  から

$O(p \rightarrow q)$  が導けることを踏まえると、以下の3種類の規範体系を想定することができる。すなわち、 $O\neg p$  が真（したがって  $O(p \rightarrow q)$  も真）である規範体系（N1）、 $O\neg p$  が偽で  $O(p \rightarrow q)$  が真の規範体系（N2）、及び  $O\neg p$  が偽で  $O(p \rightarrow q)$  も偽の規範体系（N3）である。N1 にとっての理想世界で  $\neg p$  は真である。N2 にとっての理想世界で  $\neg p$  は真または偽であるが、 $\neg p$  が偽すなわち  $p$  が真の世界では、 $q$  が真であることも導ける（ $p, p \rightarrow q \models q$ ）。N3 にとっての理想世界では  $\neg p$  は真または偽であり、 $\neg p$  が偽すなわち  $p$  が真の世界での  $q$  の真理値は決まらない。以上のことを言い換えれば、N1 にとってのすべての理想世界は  $a$  が他人の権利を侵害していない世界であり、N2 にとっての理想世界は  $a$  が他人の権利を侵害していないか、他人の権利を侵害していてもそれに対する損害賠償を行っている世界であり、N3 にとっての理想世界は特に決まっておらず、 $a$  が他人の権利を侵害しているにも関わらず、それに対する損害賠償を行っていない世界もありうることになる。さらに言い換えるならば、N1 は道徳的な諸世界を、N2 は合法的な諸世界を、そして N3 は論理的に可能な諸世界を記述するものである。

以上を踏まえると、条件つき法規範が属する規範体系は N2 であり、N1 ではないと考えれば、上記の奇妙な帰結は回避可能である事が分かる。N1 の規範体系には任意の  $q$  を後件とする無限の条件つき規範  $O(p \rightarrow q)$  が含まれ、したがって N1 にとっての理想世界には任意の  $q$  を後件とする無限の命題  $P \rightarrow q$  が含まれるが、それらはとくに問題とはならない。なぜなら、N1 には  $O\neg p$  も属しているため、すべての理想世界で  $\neg p$  は真、すなわち  $p$  は偽なので、それぞれの理想世界で任意の  $q$  を後件とする条件命題  $p \rightarrow q$  が真であっても、 $\neg p$  と  $p \rightarrow q$  からは論理的に何も推論されないからである。これに対して N2 には  $O\neg p$  が含まれておらず、したがって N2 の中で無限の条件付き規範  $O(p \rightarrow q)$  が導かれることもない。

以上のことから、条件つき法規範  $O(p \rightarrow q)$  を含む規範体系にはその前件  $p$  の不作為を義務づける（作為を禁止する）規範  $O\neg p$  を含めてはならない、と



ということが明らかとなった。このことは、日本の民法典や刑法典にも当てはまるように思われる。民法 709 条は「他人の権利や利益を侵害したならば、それによって生じた損害を賠償しなければならない」という趣旨の条件つき法規範を定めているが、「他人の権利や利益を侵害してはならない」という無条件の法規範は民法典の中では定められていない。同様に刑法 199 条は「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する」と定めているが、「人を殺してはならない」という無条件の法規範は刑法典の中では定められていない。「他人の権利を侵害してはならない」「人を殺してはならない」といった無条件の法規範は、そもそも法規範ではない（たとえば道徳法規範である）と考えるか、法規範ではあっても、当該行為をした者に制裁を科す条件つき法規範が属する法規範体系（民法典または刑法典から導ける法規範から構成される規範体系）とは論理的に独立している法規範体系に属すると考えるべきである。

## 1-2 Wide Scope Ought の問題②とその解決策

第二に、 $O(p \rightarrow q)$  という式は、現実の世界に住む我々にとって役に立たないのではないか、という問題を挙げることができる。もし、この世界で  $p$  が真であり（たとえば、ある人が他人の権利を侵害した）、 $O(p \rightarrow q)$  が真である（他人の権利を侵害したならば賠償をしなければならない）としても、その両者からは論理的な帰結は何も導かれぬ。すなわち、事実と法規範に基づき法的判断を導く法的推論ができないので、この現実世界に住む我々にとって  $O(p \rightarrow q)$  は何の役にも立たないのではないか、という疑念である。

しかしながら、この疑念は当たらない。 $O(p \rightarrow q)$  は役立たずの規範ではない。なぜなら、次の推論が妥当するからである。

$$(5) \quad \Box p, O(p \rightarrow q) \models Oq$$

$\Box$  は「～は必然的である」(It is necessary that...) を意味する様相演算子であ

る。 $\Box p$ の真理値は以下のように定義される。

(6) 「ある世界  $w$  において  $\Box p$  が真」 $\Leftrightarrow$  「 $w$  から到達可能なすべての可能世界において  $p$  が真」

現実世界において  $\Box p$  が真なら、(6)により、現実世界から到達可能なすべての可能世界において  $p$  は真である。その場合、理想世界は可能世界の一種なので、すべての理想世界でも  $p$  は真である。さらに、現実世界において  $O(p \rightarrow q)$  が真なら、(1)により、現実世界から到達可能なすべての理想世界において  $p \rightarrow q$  は真である。すべての理想世界で  $p$  と  $p \rightarrow q$  が真であるので、すべての理想世界で  $q$  は真であり ( $p, p \rightarrow q \models q$ )、したがって(1)により、現実世界で  $Oq$  は真である。つまり、 $p$  という状態が必然的に真であることを論証でき、法令等の法源に基づき  $O(p \rightarrow q)$  が真であることも論証できるならば、 $Oq$  (「損害を賠償しなければならない」) が真であることは論理的に導かれる。

(5)は、裁判所で行われている実務とも一致しているように思われる。民事裁判における原告や刑事裁判における検察官は、単なる事実を証明するのではない。原告や検察官が行わなければならないのは、 $p$  という状態が必ず起こったにちがいない ( $\Box p$ ) というのを、すなわち  $p$  が必然的に真であることを、証拠や証言に基づいて証明することである。

以上では、wide scope ought に対して指摘しうる二つの問題を挙げ、その問題に回避策があることを示すことを通じて、wide scope ought を含む論理式を用いて条件つき規範を表現することが適切であることを明らかにした。つぎに二つ目の表現方法である narrow scope ought を取り上げる。

## 2 Narrow Scope Ought

条件つき規範は  $p \rightarrow Oq$  という式で表現することもできる。しかし、以下の二つの問題があるため、この式は法的な条件つき規範の表現方法としては不適

切であるといえる。

## 2-1 Narrow Scope Ought の問題点①

標準義務論理においては、次の推論が妥当する。

$$(7) \neg p \models (p \rightarrow Oq)$$

$\neg p$  が真なら  $p$  は偽である。また、条件つき命題の真理表により、条件命題の前件が偽であれば、後件がどのような命題であっても条件つき命題は真である。たとえば  $p$  が「ある人は他人の権利を侵害した」を意味するならば、(7) は、ある人が他人の権利を侵害していない、という事実から、 $p \rightarrow Oq$  という条件つき規範が論理的に導けることを意味する。 $q$  は任意の内容でよいので、 $p \rightarrow Oq$  は「他人の権利を侵害したならば、損害を賠償しなければならない」という民法 709 条と同じ内容かもしれないし、「他人の権利を侵害したらば、その人を殺さなければならない」という内容かもしれない。この帰結は論理的には何ら問題がないものの、一般には奇妙に感じられるだろう。

上記の 1-1 では、 $O(p \rightarrow q)$  という法規範が属する規範体系から  $O\neg p$  という規範を除くことで、無限の条件つき法規範が生じることを回避した。今回、このような方法は使えない。なぜなら、規範は人為的に形成されるのだから、それを形成しないという選択肢があるのに対して、出来事  $\neg p$  は、それが生じてしまったら、それが生じなかったことにするという選択肢を我々はもたないからである。したがって、**narrow scope ought** で条件つき規範を表現する限り、無限の条件つき規範が生じてしまう、という帰結を回避することはできない。

## 2-2 Narrow Scope Ought の問題②

次に、 $p \rightarrow Oq$  は標準義務論理が許容する論理式ではあるものの、不完全な規範であるという点を指摘したい。 $p \rightarrow Oq$  が真であるということは、条件つ

き命題の真理表によれば、 $p$  が偽、または  $Oq$  が真、ということと同じである。ある世界で  $p$  が偽の場合、その世界にとっての理想世界の状態は特定されない。ある世界で  $Oq$  が真の場合、その世界にとってのすべての理想世界で  $q$  は真である。

norm (規範) は多くの文脈で **prescription** という語で言い換え可能であることから明らかなように、何かを予め (pre-) 記述する (scribe) 機能を有している。また、クリプケの定義も踏まえ、本稿では規範を「ある世界にとっての理想世界がどのようなものであるかを予め記述するもの」と定義したい。この定義に基づくと、 $p \rightarrow Oq$  は、 $p$  が偽である世界にとっての理想世界の状態を記述していないので、不完全な規範であることになる。つまり、上記の規範の定義を採用し、さらに **narrow scope ought** で条件つき規範を表現するなら、条件つき「規範」は完全な意味での規範ではなくなり、無条件の規範だけが規範である、ということになる。

我々は、規範の定義を拡大するか、それとも **narrow scope ought** の利用を諦めるかのどちらかを選ばなければならない。本稿では、**narrow scope ought** には 2-1 で述べた別の問題があること、さらに **wide scope ought** という、条件つき規範の別の表現方法があることから、**narrow scope ought** の利用を諦める方を選択する。

### 3 排除可能な規範

条件つき規範の論理式に関しては別の問題がある。それは、つぎの推論が論理的に正しい (妥当する) ことから生じる。

$$(8) \quad p \rightarrow q \models (p \wedge r) \rightarrow q \quad (\text{前件強化原理})$$

$O(p \rightarrow q)$  は  $p \rightarrow q$  を含んでいるので、次の推論も論理的に正しい。

(9)  $O(p \rightarrow q) \equiv O((p \wedge r) \rightarrow q)$ 

(9) が成り立たない条件つき規範は排除可能<sup>10</sup> (defeasible) な規範である。条件つき法規範のすべてを排除可能とみなせるとまではいえないものの、他の条文との関係に基づけば、排除可能な義務を定めた規範として解釈することが自然な規範は多い。たとえば、民法 709 条は不法行為者に損害賠償義務を課しているが、被告の防御が成功した場合にまで損害賠償義務を課そうとしているわけではない。このような排除可能とみなせる条件つき規範を実質条件法を含む論理式  $O(p \rightarrow q)$  や  $p \rightarrow Oq$  で表現することはできない。

排除可能な規範については多数の先行研究があり<sup>11</sup>、本稿でそのすべてを紹介することはできない。以下では、筆者が排除可能な規範の表現方法として考慮に値すると考える 2 種類の表現方法を挙げるにとどめたい。

## 3-1 Ceteris Paribus Clause

排除可能な規範を表現する方法の一つとして、条件つき規範の前件に *ceteris paribus* (他の条件は同じである) *clause* を追加する方法がある。*ceteris paribus clause* を命題 *c* で表すと、 $O((p \wedge c) \rightarrow q)$  という論理式になる<sup>12</sup>。たとえば「他人の権利を侵害した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない」という民法 709 条の規定は、被害者が不法行為に同意していない場合のことを規定しており、同意した場合にまで損害賠償義務が発生するなどとは言っていないと考えるのが自然である。被害者が不法行為に同意していない場合と同意している場合は同じでない ( $\neg c$ )。したがって、ある人が他人の権利を侵害したにちがいがなくても (必然的に真であっても)、その被害者が権利侵害行為に対

10 「排除可能」という訳語は、高橋文彦に倣った。同『法的思考と論理』86 頁脚注 13 参照。

11 邦語では高橋文彦『法的思考と論理』を参照せよ。また、アレッシオ・サルド「文脈におけるディフィージビリティ」も参考になる。

12 Priest, *An Introduction to Non-Classical Logic* (2001) 84.

して同意を与えていたに違いないならば、加害者が損害賠償義務を負う (Oq) という結論は導かれない。

### 3-2 Dyadic Deontic Operator

排除可能な義務を表現するもう一つの方法として、monadic ought を dyadic ought で置き換えるというものがある。Von Wright が提案し Hansson が発展させた dyadic ought の体系を本稿で利用している不法行為の事例に合わせると以下の通りとなる。

「ある人 a が他人の権利を侵害する」という命題を p とする。また、この現実世界にとって最善の世界では  $\neg p$  が真であると仮定する。すなわち、そのような最善の世界において a は他人の権利を侵害していない。さらに、 $O(q/p)$  を以下のように定義する。

(10)  $O(q/p) \Leftrightarrow$  「p が真である可能世界のうち、最善の世界 (p が偽の世界) とできるだけよく似た可能世界において q (a が損害賠償をする) が真である。」

p が真であり、かつ最善の世界とできるだけよく似た世界を p 理想世界と呼ぶことにする。ある世界で  $O(q/p)$  が真であるとは、すべての p 理想世界で q が真である、ということの意味する。このような前提のもとで、「a の不法行為の被害者はその不法行為に同意していた」ことを仮定し、この出来事を命題 r で表すことにする。p が真であり、かつ r も真である世界のうち、最善の世界とできるだけよく似た世界で q が偽である (損害賠償を支払わない) ことは十分に想定できるので、 $O(q/p)$  が真だということから自動的に  $O(q/(p \wedge r))$  が真だということは導けない。したがって、(8) の前件強化原理に相当する原理は Hansson の dyadic ought で表現された条件つき規規には当てはまらない、つまり、排除可能な規規を表現できているということになる。

## 3-3 排除可能な規範と排除不可能な規範

先程述べたように、排除可能な義務を定めていると解すべき規範があることは否定できず、したがってそれらの規範を表現する方法が必要であることも明らかである。条件つき規範の前件に *ceteris paribus clause* を追加したり、*monadic ought* の代わりに *dyadic ought* を利用したりすることは、その表現方法の有望な候補である。

しかしながら、我々にとって最も重要なのは、「すべての事情」(all things) を考慮した際に導き出される、法的推論の前提になりうるような法規範である。排除可能な義務を定めたとみなせる条文は、法的判断を下す際に考慮しなければならない「すべての事情」の一部にすぎない。それらは法規範の源、すなわち法源ではあるものの、法規範そのものではない。法源の表現のためには上記の二つの方法が候補となるが、「すべての事情を考慮した上での義務」(all things considered ought) を表現するためには、*wide scope ought* と実質条件法を利用する本稿の論理式  $O(p \rightarrow q)$  が最も適切である。

おわりに

本報告では条件つき規範に焦点を合わせ、それを *wide scope ought* と実質条件法を用いた  $O(p \rightarrow q)$  という論理式で表現することを提案した。また、条件つき規範をそのような式で表現する場合には、法的な条件つき規範を含む法規範体系と、その条件つき規範の前件部分 (p) の不作為を義務づける (p をすることを禁止する) 無条件の規範を含む規範体系とを区別しなければならないことも指摘した。

ところで、無条件の規範を含む規範体系が道徳規範の体系であるならば、上記の区別から法と道徳の関係を否定する実証主義的な法概念が導き出されると思う者もいるかもしれない。なぜなら、法的な条件つき規範と道徳規範は、互いに論理的に独立している異なる規範体系にそれぞれ属するからである。

しかし本稿の筆者は、以下の理由から、上記のような区別から実証主義的な

法概念が導き出されるとは考えない。CTD obligation（第一次的な義務に反した者に課される義務）を定める条件つき法規規  $O(p \rightarrow q)$  は、我々が住む現実世界にとっての理想世界が  $p \rightarrow q$  であることを、すなわち最善の世界  $(\neg p)$  であるか、次善の世界  $(p \wedge q)$  であることを記述している。どのような世界が次善の世界であるかは、どのような世界が最善の世界であるかに左右される。この例の場合、 $a$  が他人の権利を侵害していない世界が最善であるなら、 $a$  が他人の権利を侵害し、かつそれによって生じた損害を賠償している世界、すなわち損害賠償による矯正がなされている世界は、 $a$  が賠償をしていない世界、すなわち矯正がなされていない最悪の世界よりは良い世界と言えよう。つまり、最善の世界は、次善の世界が向かうべき究極の目的を指し示すという機能を有している。このことから、最善の世界と次善の世界から構成される諸世界を記述する条件つき法規規 ( $O(p \rightarrow q)$ ) を定めるためには、最善の世界を記述する道徳規規 ( $O\neg p$ ) がどのような規規であるのかを知っている必要がある。このような意味で、最善の世界と次善の世界の関係や、道徳規規と条件つき法規規の間には、論理的な関係はないとしても、目的とそれを達成するための手段の関係のような、いわゆる実践的な関係があると言えるのではないだろうか。

以上で条件つき法規規と道徳規規の関係は素描した。本稿で扱えなかった他の関係のうち、無条件の法規規と道徳規規の関係は以前の拙稿で検討した<sup>13</sup>。無条件の法規規と条件つき法規規の関係の検討は、今後の課題とさせていただきます。

#### 参考文献

1. Robert Alexy, 'On the Concept and the Nature of Law' (2008) 21 Ratio Juris 281-299
  2. Roderick M. Chisholm, 'Contrary-to-Duty Imperatives and Deontic Logic' (1963)
- 13 足立「道徳を可能にする法」11-13頁。



- 24 Analysis 33-36
3. Bengt Hansson, 'An Analysis of Some Deontic Logics' (1969) 3 *Nous* 373-398; reprinted in R. Hilpinen (ed), *Deontic Logic: Introductory and Systematic Readings* (D. Reidel Publishing Company 1971) 121-147
  4. Risto Hilpinen and Paul McNamara, 'Deontic Logic: A Historical Survey and Introduction', in D. Gabbay et al. (eds), *Handbook of Deontic Logic and Normative Systems* (College Publications 2013) 3-136
  5. Pablo E. Navarro and Jorge L. Rodríguez, *Deontic Logic and Legal Systems* (Cambridge 2014)
  6. Graham Priest, *An Introduction to Non-Classical Logic* (2<sup>nd</sup> edn, Cambridge 2008)
  7. アレッシオ・サルド (Alessio Sardo) (安達充訳) 「文脈におけるディフィージビリティ」 *金沢法学* 59 卷 2 号 (2017 年) 393-421 頁
  8. 高橋文彦 『法的思考と論理』 (成文堂, 2013 年)
  9. Georg Henrik von Wright, 'A new System of Deontic Logic' (1964) 1 *Danish Yearbook of Philosophy* 173-182; reprinted in R. Hilpinen (ed.), *Deontic Logic: Introductory and Systematic Readings* (D. Reidel Publishing Company 1971) 105-120
  10. 足立英彦 「道徳を可能にする法」 *金沢法学* 59 卷 2 号 (2017 年) 9-15 頁